

一般社団法人 徳島県臨床工学技士会

定款施行細則

平成24年2月27日 施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款施行細則は一般社団法人 徳島県臨床工学技士会定款により、当法人の運営を円滑に行うことを目的として、これを定める。

(構成)

第2条 この定款施行細則は次の各章により構成する。

第1章 総則

第2章 社員総会規定

総会運営委員会

第3章 役員選出規程

選挙管理委員会

第4章 公認及び推薦規定

第5章 刊行物発行規定

広報委員会

刊行物広告取扱規定

第6章 学術活動規定

教育委員会

講師及び原稿依頼規定

第7章 会費に関する規定

第8章 会員の権限に関する規定

第9章 委員会規定

第10章 事務局規定

第11章 出張旅費規程

第12章 表彰規定

第13章 慶弔及び見舞金規定

第14章 施行細則改廃規定

第15章 補則

第2章 社員総会規定

(総会運営委員会)

第3条 社員総会を開催にあたり、理事会の承認を得て、総会運営委員会を設ける。

(総会運営委員会の構成)

第4条 理事の中から総会運営委員会委員長を選任する。総会運営委員会委員は、正会員の中より若干名を選出して構成する。

(総会運営委員会の任期)

第5条 総会運営委員会の任期は、社員総会議事録の作成終了までとする。

(総会運営委員会の職務)

第6条 総会運営委員会は、次の業務を行う。

- (1) 社員総会の開催準備
- (2) 会場の整理
- (3) 会員の資格審査及び報告
- (4) その他総会運営についての必要事項

(総会司会)

第7条 総会運営委員会委員長は総会の司会を行う。

(議長の選出)

第8条 司会者は、出席正会員の中から議長及び副議長を選出する。副議長は議長を補佐する。

(書記及び議事録署名人の任命)

第9条 議長は、会議の議事を記録するため、書記及び議事録署名人を各2名任命しなければならない。

(総会成立宣言)

第10条 議長は、社員総会の成立を宣言する。ただし出席者が定数に満たないときは、休憩又は散会あるいは延会を宣言する。

(議事の進行)

第11条 社員総会の議題及び議案書は、あらかじめ会員に通知しなければならない。

(議案の宣言)

第12条 議長は案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

(社員総会時の発言)

第13条 社員総会で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。
議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属・氏名を明確にしなければならない。

(社員総会への提案)

第14条 社員総会に提案する場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 提案書を社員総会の7日前までに事務局長に送付する。
- (2) 修正動議は、あらかじめ文章を印刷し、総会運営委員長を通じ議長に提出しなければならない。
- (3) 緊急の事情により、社員総会の当日提出する場合は、その事由と要旨を総会運営委員長に届けなければならない。

(採決の方法)

第15条 採決を行うときは、議長はその表決に対する問題を宣言しなければならない。

(修正案の採決)

第16条 採決は、原案に最も遠い修正案より先に行う。

(採決の方法)

第17条 採決の方法は、次の各号の一つとする。

- (1) 拍手
- (2) 挙手
- (3) 起立
- (4) 無記名投票

(規定の違反)

第18条 この規定に違反し、議長の注意に従わないものは、発言の停止あるいは退場させることができる。

第3章 役員選出規定

(選挙権)

第19条 選挙権は、前年度までの会費を完納しているものに限る。

(被選挙権)

第20条 被選挙権は、前年度までの会費を完納しているもの、各学会等の認定を複数有し、学位を取得しているものが望ましい。

(選挙管理委員会の構成)

第21条 選挙管理委員会は、正会員の中より若干名を選出して構成する。

(選挙管理委員会の職務)

第22条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示。
- (2) 役員候補者届の受理、資格審査、候補者の公示。
- (3) 投票及び開票の管理と当選の確認。
- (4) 社員総会への選挙結果報告。
- (5) その他選挙管理に必要な事項

(選挙管理委員会の任期)

第23条 選挙管理委員会委員の任期は2年とする。

(役員選挙)

第24条 理事及び監事に立候補しようとするもの、又は候補者を推薦しようとするものは選挙管理委員会に文書をもって届け出る。ただし、推薦届けの場合には本人の同意を必要とする。

(選挙方法)

第25条 選挙は正会員の無記名投票により行い、理事は連記制、監事は単記制とする。

(当選)

第26条 当選者は、それぞれ有効投票数を得たものから高得点順に定める。

(理事候補の推薦)

第27 条 立候補の締め切り日を過ぎても、理事候補が定数内で役員候補者を総会開催までに選挙管理委員会に推薦することができる。この場合も、無投票で当選者を定めることができる。

(役員欠員の繰り上げ)

第28 条 当選した役員が辞任又は死亡した場合は、次点者が繰り上げ当選し役員となる。
2 繰り上げ当選により次点者がなくなった場合や無投票の場合は、理事会が推薦したものを総会の承認を受け、役員とすることができる。

(異議申し立て)

第29 条 選挙に関する意義は、公示後14 日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

(立候補及び当選の取り消し)

第30 条 役員立候補者が、選挙公報など選挙に関わる事項について、重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補又は当選を取り消すことができる。

第4章 公認及び推薦規定

第31条 当法人は臨床工学関連学会の役員選挙に、会員の中より公認候補者を選任することができる。

- 2 公認候補者は、理事会が決議し、選出する。
- 3 公認候補者は、当法人の代表者として選挙広報活動等の援助を受ける事ができる。
- 4 公認候補者は、当法人の役員であることが望ましい。

第5章 刊行物発行規定

(刊行物発行目的)

第32条 刊行物の発行は、臨床工学技士の職業論理高揚、学術技能研鑽及び資質の向上のために必要な情報を提供し、会員が共通の知識・認識を共有するためとする。

(刊行物の名称)

第33条 当法人の定期的な刊行物は「一般社団法人 徳島県臨床工学技士会 会誌」とする。

(広報委員会)

第34条 刊行物の発行および当法人ホームページにより会員に対しての情報発信にあたり、広報委員会を組織し業務にあたる。

(広報委員会の構成)

第35条 理事の中から広報委員会委員長を選任する。広報委員会委員は、会員の中より若干名を選出して構成する。委員の選任は広報委員会委員長が推薦し、理事会の決議を得る。

(広報委員会の職務)

第36条 広報委員会は刊行物の企画思案、発行予定の立案、原稿収集・構成等を掌る。

(発行)

第37条 会誌は2年1回以上発行する。又、必要に応じて臨時増刊号を発行できるものとする。

(発行数)

第38条 発行数は会員に配布できる部数とする。ただし、理事会が必要と認める行政機関、医療機関、教育機関などへも配布できるものとする。

(購読料)

第39条 会誌は有料とし、購読料は会費で充当するものとする。

(広告取扱規則)

第40条 原則、広告掲載は会員であることが望ましい。ただし、会員以外からの広告掲載の申し込みがあった場合は、広報委員会の審査により採否を決定する。

(広告掲載料)

第41条 広告掲載料金は以下の通りにする。ただし広告掲載に要する版料は、すべて広告主が自己負担するものとする。

- (1) 表④(裏表紙) : 40,000 円
- (2) 表②(表表紙裏面) 及び表③(裏表紙裏面) : 30,000 円
- (3) その他 1 ページ : 20,000 円
- (4) その他 半ページ : 10,000 円

(申込み及び原稿の取扱い)

第42条 掲載申し込みは、当法人事務局へ所定の用紙により行う。

(広告の取扱い)

第43条 広告掲載申請者が多数あつて掲載項の限度を超える場合は、公平を期すよう休載等の処置を講ずるものとし、3 項以上の申し込みを受けないことがある。

- 2 綴じ込み(持ち込み用紙) 広告は、申し込み1 件につき1 枚限りとする。
- 3 申し込み多数の場合は抽選により、掲載者を決定する。綴じ込み用紙については次の規定通りとする。
 - (1) 綴じ込みサイズは、A4 判とする。
 - (2) 発行部数と同数を指定の場所へ持ち込むこととする。当法人は綴じ込み広告の印刷は引き受けない。
 - (3) 綴じ込み位置を指定することはできない。

(広告原稿の受付)

第44条 広告原稿はすべて制作済み製版とし、組版を必要とする生原稿は原則として受けない。

(広告の採否)

第45条 広告申し込みを受けても、その広告が会誌の権威と体裁を著しく害すと認めると場合は、広報委員会の決定により掲載の拒否又は原稿の修正を求める事ができる。

(広告掲載位置)

第46条 広告掲載位置は公平を期するため、後付より、順に取り込み、後付けより前付け移動循環する。

(広告掲載料入金)

第47条 広告掲載料入金は、原則発行月末とする。

第6章 学術活動規定

(学術・教育委員会)

第48条 臨床工学技士の教育・学術技能の研鑽及び資質の向上のため、学術・教育委員会を組織し業務にあたる。

(学術・教育委員会の構成)

第49条 理事の中から学術・教育委員会委員長を選任する。学術・教育委員会委員は、若干名を選出して構成する。委員の選任は学術・教育委員会委員長が推薦し、理事会の決議を得る。

(学術教育委員会の職務)

第50条 学術教育委員会は学術活動の企画思案、会場手配、講師依頼、予算計上、予定の立案等を掌る。

(講師料規則)

第51条 当法人で講演を依頼したものについての謝礼は、講師料50,000円以下を原則とし、理事会にて審議を行う。

2 講師料について原則別表のとおりとする。

分類 講師料

医師 50,000円

医師以外 30,000円

当法人 会員 20,000円

(原稿料)

第52条 依頼講師による刊行物の原稿料として10,000円を支給することができる。ただし、理事会の議決を経なければならない。

(依頼講師交通旅費)

第53条 講演依頼講師の交通旅費は原則、第11章(出張旅費規程)によるが、理事会の議決を経なければならない。

第7章 会費に関する規定

(会費)

第54条 会費納入についての必要事項を定める。

- 2 正会員の会費は年5,000円とする。
- 3 準会員の会費は年5,000円とする。
- 4 賛助会員の会費は年20,000円とする。

(会費納入)

第55条 会員の会費は、原則、会員の指定口座からの自動口座振替および直接当法人に納入する。

第8章 会員の権限に関する規定

(正会員の権能)

第56条 正会員の権能を次に定める。

- (1) 総会に出席し議決権を有する。
- (2) 役員選挙権、被選挙権を有する。
- (3) 当法人の発行する刊行物に投稿し、これを受領する権利を有する。
- (4) その他当法人の事業に参加する権利を有する。

(準会員の権能)

第57条 準会員の権能を次に定める。

- (1) 総会に出席する権利は有するが、発言権並びに議決権は有しない。
- (2) 役員選挙権並びに被選挙権を有しない。
- (3) 当法人の発行する刊行物に投稿し、これを受領する権利を有する。
- (4) その他当法人の事業に参加する権利を有する。

(賛助会員)

第58条 賛助会員の権能を次に定める。

- (1) 総会に出席する権利は有するが、発言権並びに議決権を有しない。
- (2) 当法人の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (3) 当法人が主催、共催する展示会への出展と当法人の発行する刊行物への広告を優先的に掲載する権利を有する。
- (4) その他当法人の事業に参加する権利を有する。

(名誉会員)

第59条 名誉会員の権能を次に定める。

- (1) 当法人に対して、助言を与える権利を有する。
- (2) 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない。
- (3) 当法人の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (4) その他当法人の事業に参加する権利を有する。

第9章 委員会規定

(委員会及び小委員会)

第60条 この規定は定款第59条に基づき、委員会及び小委員会に関して定める。

(委員会及び小委員会の設置)

第61条 理事会が会務運営上必要と認めるときは委員会を常設することができる。

2 会長が必要と認めるときは委員会を設置することができる。

(委員会名称)

第62条 委員会は、その目的を冠して〇〇委員会という。

(委員会の役割)

第63条 委員会は、理事会の諮問事項について、調査審議、または立案してこれを答申する。

(委員会の構成)

第64条 委員会は委員長及び副委員長各1名、ならびに委員若干名をもって構成する。

2 委員は委員会が会員の中から選任する。

(特別委員)

第65条 委員長は特別事項の調査審議及び立案等にあたり、必要と認めるときは委員会に会員以外の特別委員を置くことができる。

(委員会の任命)

第66条 委員会の設置、改廃ならびに委員長、副委員長の任命は理事会がおこなう。

(委員会の招集)

第67条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員（特別委員を含む）の過半数の出席がなければ開催することができない。

(委員会の議決)

第68条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって議決する。可否同数の時は、委員長がこれを決定する。

(委員会の代表)

第69 条 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

(副委員長の役割)

第70 条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代表する。

(委員の役割)

第71 条 委員は、委員長の指示を受け、委員会の会務を処理する。

(報告書)

第72 条 委員会は、付議された事項に関して報告書を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

(委員会議事録)

第73 条 委員会議事録は、委員が作成する。

第10章 事務局規定

(事務局規定目的)

第74条 この規定は、当法人の事務を円滑に処理することを目的とする。

(事務局職員)

第75条 事務局には、理事会の承認を得た所要の職員を置くことができる。

(財務担当の任命)

第76条 事務局長は、会計を担当する者を任命することができる。

2 財務担当者は会計責任者とする。

3 事務局長は、会計の出納に関し、その一部について補助者を命じて行わせることができる。

(帳簿及び書類)

第77条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類(現金出納簿、預金出納簿等)

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類(固定資産台帳、基本財産明細台帳、会費明細帳等)

(8) その他必要な帳簿及び書類

(書類の保存)

第78条 前条の帳簿及び書類は、永久保存としなければならない。但し会計にかかわる書類の保存期間は5年とする。

(予算の作成)

第79条 毎年会計年度開始前、当該年度の事業計画に基づき収支予算案を理事会の承認を得て総会に提出し、議決を求めるものとする。

第11章 出張旅費規程

(出張命令)

第80条 会長は、会務のため役員に出張を命ずることができる。

(旅費支給)

第81条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

- (1) 日当 1日 5,000円
- (2) 宿泊費 1日 10,000円
- (3) 航空機旅客運賃、自動車賃普通旅客運賃（付随する特急料金等も含む）、自家用車ガソリン代及び高速道路使用料金、その他必要と認める交通費（タクシー使用代金等）。

(出張日数)

第82条 日当（食事代を含む）は出張日数、宿泊日数に応じてこれを支給する。但し、鉄道及び船舶内における宿泊は、宿泊料を支給しない。

(宿泊料)

第83条 宿泊料は、朝、夕食、サービス料及び税金を含む。

(日当)

第84条 日当は、昼食代及び車中食事代その他の支弁に当てる。

(日帰り出張)

第85条 日帰り出張は、交通費の実費のみを支給する。但し、必要により食事代の実費を支給する。

(当法人以外からの支給)

第86条 当法人以外から交通費あるいは経費が全額または一部が支給されるときは、当法人の支給はその差額分とする。

(理事会・委員会)

第87条 当法人の理事会、委員会の開催にあたっての出張は、交通費を支給し、必要により食事代を支給する。

第12章 表彰規定

(目的)

第88条 この規定は、当法人の定款第4条の事業目的達成に貢献し、当法人の発展に寄与した者で、当法人の表彰及び当法人以外が主催する表彰について、個人及び団体を推薦し称賛することを目的にこれを定める。

(種別)

第89条 表彰は次の通りとする。

- (1) 特別賞
- (2) 功労賞
- (3) 奨励賞
- (4) 感謝状

(基準)

第90条 種別並びに基準は次の通りとする。

- (1) 特別賞
 - ①当法人の発展に顕著な功績があった者。
 - ②当法人の名声を高揚する研究、発名または考案をおこなった者。
 - ③特に他の模範となる善行があった個人または団体。
- (2) 功労賞
 - ①当法人の事業目的達成のため、献身的に会務を精励し顕著な功績がある者。
- (3) 奨励賞
 - ①臨床工学の研究奨励に値する者。
- (4) 感謝状
 - ①当法人のために献身的に会務を精励し顕著な功績があった個人または団体。
 - ②当法人会員以外で、当法人の目的に賛同し当法人の発展に寄与した個人または団体。

(表彰の申請)

第91条 表彰の申請は、表彰対象となる者の推薦状を本会会員が理事会に提出し、理事会にてこれを審査、決定するものとする。

(表彰式)

第92 条 表彰は、社員総会または記念式典でおこなうものとする。ただし、会長が特に必要があると認めた時は、臨時におこなうことができる。

2 当法人以外が主催する表彰については、その団体の規定によるものとする。

第13章 慶弔及び見舞金 祝賀 交際規定

(目的)

第93条 この規定は、会員、団体または個人に対し、慶弔、見舞金、祝賀及び交際における規定を定める。

(対象)

第94条 次に該当するものを対象とする。

- (1) 当法人の会員。
- (2) 当法人に密接な関係にあるもの。
- (3) 会長が特に必要と認めたもの。
- (4) 電信及び文書。

(申請)

第95条 会員または親族による申請により、行うものとする。

(審議)

第96条 会長が第104条を行おうとするとき、理事会にて承認を得るものとする。但し、緊急な場合は、事後に理事会に報告し、承認を得る事ができる。

(基準表)

第97条 慶弔金及び見舞金について、次の通りとする。

事 項 金 額

- (1) 本人の結婚 5,000円
- (2) 本人の疾病(1ヵ月以上) 5,000円
- (3) 本人の死亡 花輪一對+10,000円

第14章 施行細則改廃規定

(施行細則の変更)

第98条 本施行細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

第15章 補則

(施行)

第99条 本施行細則は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(疑義)

第100条 本施行細則に疑義が生じた時は、理事会において決定し総会の承認を受ける。

2 正会員は、当法人を個人の利益目的に使用してはならない。